

B 農薬使用者が遵守すべきこと

～農薬取締法上において～

(1) 使用できる農薬

- ①国内で登録された農薬（販売禁止農薬は除く。）
ラベルに「農林水産省登録第〇〇〇号」という表示あり
- ②特定農薬（特定防除資材）

(2) 農薬使用基準

遵守義務（罰則規定あり）

- ①食用農作物及び飼料作物に農薬を使用する場合に守らなければならない基準
農薬登録時に定められた
 - ・適用農作物の範囲
 - ・使用量の最高限度又は希釈倍数の最低限度
 - ・使用時期
 - ・生育期間内において有効成分の種類ごとの総使用回数
- ②食用農作物への適用がない農薬を食用農作物に使用してはならない。
- ③農薬をくん蒸に使用する者は、農薬の使用計画を近畿農政局長に提出しなければならない。
- ④ゴルフ場において農薬を使用する者は、農薬の使用計画を近畿農政局長に提出しなければならない。

努力義務（罰則規定なし）

- ①容器に表示された最終有効年月日を過ぎた農薬を使用しない。
- ②住宅地で農薬を使用する場合、農薬の飛散防止に努める。
- ③農薬の使用者は、以下の事項を帳簿に記載するように努める。
 - ・使用した年月日
 - ・使用した場所
 - ・使用した農作物名
 - ・使用した農薬の種類又は名称
 - ・使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍数
- ④止水を要する農薬を水田で使用する場合に、農薬の流出防止に努める。
- ⑤被覆を要する農薬を使用する場合に、農薬の揮散防止に努める。

※農薬取締法上、農薬使用記録の記帳は農薬使用者の努力義務となっていますが、京都府では、必ず記帳するよう指導しています。